

平成 29 年 6 月 21 日

上富良野町長 向 山 富 夫 様

上富良野町特別職報酬等審議会
会 長 島 瀬 良 一

特別職の報酬等額の改正について(答申)

平成 29 年 5 月 15 日付上富総務第 285 号をもって町長から本審議会に諮問のあった特別職の給料及び議会の議員の報酬の額について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1 特別職の報酬額等

(1) 町長、副町長及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額については、次の額のとおりとすることが適当である。

町 長	750,000 円(現行 720,000 円 30,000 円増、改定率 4.17%)
副 町 長	612,000 円(現行 600,000 円 12,000 円増、改定率 2.00%)
教 育 長	576,000 円(現行 555,000 円 21,000 円増、改定率 3.78%)
議 長	275,000 円(現行 275,000 円 据え置き、改定率 0.00%)
副 議 長	209,000 円(現行 205,000 円 4,000 円増、改定率 1.95%)
常任委員長	189,000 円(現行 185,000 円 4,000 円増、改定率 2.16%)
議 員	179,000 円(現行 170,000 円 9,000 円増、改定率 5.29%)

(2) 町長、副町長及び教育長並びに議会議員の期末手当の年間支給月数については、次の月数とすることが適当である。

4.00 月(現行 3.5 月)

(3) 実施時期

改定実施の時期については、平成 30 年4月とすることが適当である。

2 審議会開催状況

第1回審議会	平成29年5月15日(月)
第2回審議会	平成29年6月 1日(木)
第3回審議会(最終)	平成29年6月16日(金)

3 審議経過及び内容

本審議会は、特別職の給料及び議会議員の報酬の額について町長からの諮問を受け、3回の会議を開催し、審議を行ったところである。

審議に当たっては、上川管内及び道内類似団体(財政規模・人口)における特別職の給料及び議会議員報酬の状況並びに本町の財政状況、高齢化率に関する状況等を参考に期末手当を含めた年額ベースにおいて他の自治体と各職の間差の均衡を基準に、また、審議結果による改定が町民の感覚と乖離したものにならないよう努め、様々な角度から意見を述べ、検討を重ね、以下最終的な結論に至ったところである。

(1) 特別職の給料について

ア 町長の給料等

町長の給料等については、他の自治体と比較検討したところ、給料月額は管内、類似団体においてともに中位であるが、期末手当の支給月数が管内・類似団体のほとんどで4月を越えていることや加算率の上乗せにより、期末手当を含めた年額ベースで比較すると、管内、類似団体においてともに下位にあり、管内の平均年間給料額を下回っており、決して高い水準にある状況とは言えない。

各々の自治体が抱える課題や財政状況を考慮したとしても、管内町村において人口が最も多い町における行政運営のリーダーとしての職責に鑑みると、当然ながら改善を図るべきである。

イ 副町長の給料等

副町長の給料等については、他の自治体と比較検討したところ、給料月額は管内において上位、類似団体では下位であり、期末手当を含めた年額ベースで比較すると、管内では下位に、類似団体では最下位になり、管内の平均年間給料額を下回っており、決して高い水準にある状況とは言えない。

このことから、特別職における間差等を考慮したうえで、年間給料額の水準の改善は図るべきである。

ウ 教育長の給料等

教育長の給料等については、他の自治体と比較検討したところ、給料月額は管内において中位、類似団体では下位であり、期末手当を含めた年額ベースで比較すると、管内においては下位に、類似団体に至っては最下位に位置し、管内の平均年間給料額を下回っており、決して高い水準にある状況とは言えない。

また、教育長にあつては、平成27年に改正公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行(本町においては平成28年10月適用)に伴い、教育委員長の職が廃止され、これまでの教育委員長の職務が教育長の職務として新たに加わるなど、教育委員会の代表者としての職責が大きくなってきていることから、これに見合う水準の改善を含めた見直しを図るべきである。

(2) 特別職の期末手当について

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給については、管内及び類似団体の多くの町村において、勤勉手当を含んだ一般職の例に倣う月数としているほか、役職加算にあつては、管内では約半数の町村、類似団体においては本町を除くすべての自治体で支給している状況にある。

これまでの行政改革の経緯を踏まえつつも、常勤職で極めて重い責務を有する特別職への期末手当の支給については、他の自治体の状況を参酌しつつ、また、特別職の年間給料額の改善を図る観点からも現行の支給月数を引き上げるべきものと考えられる。

(3) 議会議員の報酬月額について

ア 議長の報酬等

議会議長の報酬月額等については、他の自治体と比較検討したところ、報酬月額は管内では上位、類似団体ではやや下位にあり、期末手当を含めた年間報酬額で比較した場合においても、管内では上位、類似団体では中位にあり、また、議会議長と議長以外の議員との間差比率について、管内の状況と比較すると、報酬月額については、据え置きが妥当と判断する。

イ 議員の報酬等

議員の報酬月額等については、他の自治体と比較検討したところ、報酬月額は管内ではやや上位、類似団体では下位にあり、期末手当を含めた年間報酬額で比較した場合においては、管内ではやや下位に、類似団体では最下位にあり、決して高い水準とは言えない状況である。

昨今の地方議会議員の担い手問題や職責の重さを踏まえ、通年の議員活動を支えるに値する相応しい報酬とする観点から、報酬月額を含め年間報酬額の改善を図るべきである。

ウ 副議長の報酬等

副議長の報酬月額等については、他の自治体と比較検討したところ、報酬月額は管内では上位、類似団体では下位にあり、期末手当を含めた年間報酬額で比較した場合においては、管内では中位、類似団体では下位となり、特に報酬月額においては低い水準ではないと判断される。

ただし、議員の報酬月額の改善が図られた場合においては、他の議員職の間差やバランスを考慮し、報酬月額の改善が必要である。

エ 常任委員長の報酬等

常任委員長(議会運営委員長を含む。)の報酬月額等については、他の自治体と比較検討したところ、報酬月額は管内では上位、類似団体では下位にあり、期末手当を含めた年間報酬額で比較した場合においては、管内、類似団体ともに下位となるが、報酬月額においては改善を図るまでの低い水準ではないと判断される。

ただし、議員の報酬月額の改善が図られた場合においては、他の議員職の間差やバランスを考慮し、報酬月額の改善が必要である。

(4) 議会議員の期末手当について

議会議員の期末手当の支給については、特別職の支給月数を参酌し、現行の支給月数で据え置いてきたところであるが、上川管内においては、最も低い支給月数であり、非常勤職であることや町民の目線に沿ったものであったとしても、通年の議員活動を支えるためには、議会議員職に対する一時金としての性格に鑑み、特別職の支給月数と同様の月数に引き上げるべきものとする。

4 おわりに

本格的な少子高齢化社会を迎え、これまで誰もを経験したことのない人口減少社会が現実となり、これからの地方自治が果たすべき役割の変革が求められる中において、町民とともにつくり上げるまちづくりを進めていくため、特別職においては、これまで以上に、政策の実行、堅実な財政運営などリーダーとしての重責と合わせ、その手腕が日々問われているものである。

また、議会議員にあっては、様々な年代と立場の方のもとで活発な議論が進められることが望ましいと思われ、議会改革への取組み、日々の議員活動を積極的に行うための議員報酬のあり方についても、引き続き議会自らの議論に期待するところである。

今回、特別職、議会議員職ともに、これまでの取組みを踏まえつつも、現状において、他の自治体の水準と比較し、一定の乖離が認められることから、総体として引き上げる答申としたところであるが、社会経済情勢の変化が激しい今日にあって、これら報酬等に関しては、2年から3年程度を目途に定期的な検証と議論が必要と考える。

町長、副町長及び教育長並びに議員各位においては、報酬等が町民の貴重な納税が基本にあることを再認識され、今後の上富良野町の発展と町民福祉向上に、なお一層ご尽力されることを心より願うものである。

平成29年6月16日

上富良野町特別職報酬等審議会

会 長 島 瀬 良 一
会長代理 藤 田 敏 子
委 員 江 島 弘
委 員 富 田 成 一
委 員 佐 川 泰 正
委 員 野 口 雅 史
委 員 瀬 川 明 宏
委 員 巽 俊 明
委 員 田 中 正 人
委 員 谷 本 和 一